

諮問庁：独立行政法人国立高等専門学校機構

諮問日：平成30年10月12日（平成30年（独個）諮問第52号）

答申日：平成31年3月14日（平成30年度（独個）答申第49号）

事件名：本人に係る「特定年度前期の授業担当について」等の不訂正決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書1ないし文書9に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、平成30年8月30日付け特定高専総第126号により、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 審査請求書（資料は省略）

開示情報は重要部分が嘘、偽りである。嘘、偽り情報は無条件に訂正しなければならない。理由はこれで十分である。

機構は本件の諮問で開示情報に嘘、偽りはないと明言しなければならない。また、不訂正の決定に用いた特定高専内の関係情報を資料として提出する。資料が詳細であるほど開示情報の嘘、偽りを明らかにする。機構がそれでも嘘、偽りはないと強弁するか、関係資料を曖昧にして嘘、偽りを誤魔化すかのいずれかである。あるいは、関係資料を出すことなく騙しの説明をする可能性もある。

どの手法で諮問するかにより、審査請求人の意見も決まる。

##### (2) 意見書（資料は省略）

どのような理由を出そうとも、偽り情報を基にした処分を行ってはならない。しかし、特定高専教員から真実を最も確実に把握できるにも係らず、真実の確認を行った処分である。不訂正処分は偽りを基にしている。特定高専校長の嘘、偽りを隠すために、機構が嘘、偽りを代替して

止められなくなっている。

特定校長Aが特定校長B，特定校長Cから直接得た情報はない。重要情報は特定教員からの情報である。赴任まで高専を知らない校長に偽り情報を仕込ませることは容易である。その後の情報も校長が任命した委員による各種の委員会の報告であり，不正，偽りはないと思込む。だから氏名を省略した資料3もそのまま受理する。複数の委員会の委員も色々いるが，公約数的な次の事実がある。校長が任命した委員は校長や自分に不都合な部分は触れないか。校長や自分に都合良くとれる表現とする。多くの場合，この部分に本質がある。委員は自分のことでないし，虎の威を借る狐にマインドコントロールされている校長の職務権限という虎に逆らわなければ，自分に厄災の心配はない。

ア 「(略)」ための「(略)」

「(略)」とするには材料がいる。その材料が「(略)」である。資料2の訓告書と同日の「特定年の授業担当について」は何の脈絡もない。かつ。「特定年度Aの前期授業担当について」の最初の2行で，特定校長Bが行ったことを無条件で認めているように，「特定年度Bの授業担当について」の保有がなければ存在しない情報である

加えて，「特定年授業担当について」では特定年度Bと明記してあるにも係らず，「特定年度A」では「(略)」と，更なる偽り情報を作り出す。申し渡した事実があれば，申し渡した判断基準とその基準の達成状況の記載がある。また，「(略)」と，一人の教官だけから聞いていることを平気で記す。校長に嘘の自覚はない。マインドコントロールされている。このことは，「(略)」のネットにある。

多くのハラスメントはハラスメントをする当人は「注意や指導」と称する。ハラスメントの最初は「注意や指導」するための言いがかりで，言いがかり内容と注意や指導内容は関係しない。反省しないハラスメントを続ける最も都合容易口実である。

公表の「(略)」はハラスメントの典型的な言い替え用語である。校長の職務権限に係る嘘を用いたハラスメントである。

イ 授業を担当させないための訓告

成績会議の特定月日Aから特定月日Bの間にいかなる訓告の手続き情報を保有していようとも，○日間で不正の手段のない手続きが行えることはない。この間に審査請求人には調査すらなかった。訓告書では，「(略)」が誰であるのかわからない。訓告書が真実としても「(略)」は「(略)」とするのが自然である。(略) 審査請求人以外は係っていない。係わっていない者が(略)を明確に理解

できる方が異常である。「(略)」「(略)」などの具体的情報をできるだけ曖昧にぼかし、真実をわからないようにするのは騙しのテクニックである。

更に、訓告理由である審査請求人の(略)の情報は資料1, 2, 3でことなる。訓告書が真実であればこうならない。かつ、資料3の「(略)」について、(略)

#### ウ 諮問書について

ここでの資料は資料1を除き関係訴訟の○号証である。機構が不訂正処分を取り消さないときは、関係訴訟での機構の主張、「公表に偽りはない」と矛盾しない、かつ、審査請求人の意見を否定する裁決でなくてはならない。

本件での開示請求保有個人情報、当然、過去の開示請求情報と異なる。機構が異なる開示請求情報に対し同じ情報を開示決定しただけであるから、過去の関係訴訟の確定に反した主張はしていない。この原因は機構が審査請求人の保有個人情報の真実を理解していないことにある。開示請求情報を詳細に指定すると、この部分に初めて気づく。あるいは、気が付かないふりをする。意識的か無意識的は別にして詳細部分を無視して過去の開示情報を開示決定するしかない。

#### エ 結論

不訂正処分を取り消すとは「(略)」が校長の「(略)」ためであったことを機構が認めることである。「(略)」という名のハラスメントである。即ち、公表の「(略)」は、「(略)」と訂正しなければならない。当然、このハラスメントの根拠とした(略)についての公表の偽りも訂正しなければならない。

ここに記した意見は強引な論理であると機構が裁決する可能性もある。この強引さを埋める、保有個人情報開示請求できる情報も存在する。

機構が真実を基に裁決を行うのであれば、最も基本的な事実を無視してはならない。情報は偽りのない真実でなければならない。特定年度Cには在職していた特定高専教員は真実情報がわかる。ただし、特定校長Aが公表した偽り情報の取得に係った教員もいる。彼らからは真実情報は出てこない。教員の調査には公正かつ透明性が必要である。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 これまでの経緯

審査請求人は、元機構特定高等専門学校(特定高専)教員で、特定年度Dにおいて、特定クラスの特定科目等の授業を担当していた。(略)につ

いて、特定高専校長は、審査請求人が提出した（略）に疑問が生じたため、（略）の説明を求めたが、明確な返答をせず、その後も特定高専の信頼を損なう内容のHPの公開、勤務命令に従わない言動、特定高専教員への迷惑行為及び授業妨害行為などを繰り返したため、特定年月日A諭旨解雇処分となり、特定年月日Bをもって解雇された。

審査請求人は、これまで多くの保有個人情報開示請求や懲戒処分の不服申立、損害賠償請求訴訟、個人情報の開示請求に係る不開示決定取消請求訴訟、公表情報の虚偽認定請求訴訟等（別紙1（略））を起こしているがすべて、裁判において敗訴となっている。

これらは、すべて懲戒処分に端を発したものであり、本請求もその一端である。

## 2 訂正請求に係る保有個人情報の名称等

別紙の1に掲げる文書に記録された保有個人情報

## 3 不訂正決定の妥当性

審査請求人は、審査請求の理由において、「開示情報は重要部分が嘘、偽りである。嘘、偽り情報は無条件に訂正しなければならない。」と主張しているが、訂正すべき具体的な根拠が記載されていない。

不訂正決定通知書の「訂正をしないこととした理由」の記載のとおり、校長の行為の違法性は判決により否定されており、本件訂正請求の保有個人情報は、法5条に違反することなく適正に取得した情報であり、開示した保有個人情報に事実でないと認められる部分はなく、偽りとは言えない。

また、「訂正をしないこととした理由」（3）については、訂正請求の対象となった開示決定で開示した保有個人情報ではないため、法27条に該当せず、訂正請求の対象ではないという指摘である。

以上のように、審査請求人から明確かつ具体的な根拠の提示がなく、開示した保有個人情報に事実でないと認められる部分がないため、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当せず、原処分を維持することが適当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |             |                   |
|---|-------------|-------------------|
| ① | 平成30年10月12日 | 諮問の受理             |
| ② | 同日          | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ | 同年11月13日    | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 平成31年2月26日  | 審議                |
| ⑤ | 同年3月12日     | 審議                |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、処分庁が審査請求人に対し別途開示決定した本件対象

保有個人情報について、別紙の2に掲げる内容の訂正を求めるものであり、処分庁は、本件訂正請求について、訂正をしない決定（原処分）を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当とすることから、以下、本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性（法27条）及び訂正の要否（法29条）について検討する。

## 2 訂正請求対象情報該当性について

### (1) 訂正請求の対象情報について

訂正請求については、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定されている。

### (2) 訂正請求対象情報該当性について

ア 本件訂正請求に係る訂正請求書には、請求の趣旨として、別紙の2(1)のとおり記載されており、審査請求人が訂正を求める保有個人情報は、「特定校長Bによる訓告」、「特定校長Cによる特定命令」、「(略)」及び「特定校長Aが特定年月日」に公表した情報」に係る各保有個人情報であると解される。

イ 以下、当審査会において、別紙の1に掲げる文書1ないし文書9に記録された本件対象保有個人情報を確認した結果を踏まえ、検討する。

(ア) 上記アの審査請求人が訂正を求める保有個人情報のうち、「特定校長Cによる特定命令」及び「特定校長Aが特定年月日」に公表した情報」に係る保有個人情報は、本件対象保有個人情報に含まれていないと認められることから、これらは、法27条1項1号ないし3号のいずれにも該当するとは認められず、訂正請求の対象とはなり得ない。

(イ) 他方、上記(ア)を除く審査請求人が訂正を求める保有個人情報は、文書4及び文書8に記録された保有個人情報であると認められ、本件訂正請求のうち、これらの保有個人情報の訂正を求める部分は、審査請求人が別途に行った法に基づく保有個人情報の開示請求に基づき、処分庁から開示を受けた自己を本人とする保有個人情報について行われたものであることから、法27条1項1号に該当すると認められる。

## 3 訂正の要否について

(1) 訂正請求については、その対象は、「事実」であって、「評価・判断」には及ばないと解される。

また、訂正請求を行う者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないと判断し、③その結果、どのような表記

に訂正すべきと考えているのか等の、請求を受けた独立行政法人等が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足りる内容を、自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。

そして、訂正請求を行う請求人から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても請求人が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することになる。

- (2) 文書4及び文書8に記録された保有個人情報について検討すると、これらが訂正請求の対象となる「事実」に当たらないと認めることはできないが、審査請求人が訂正すべきとする情報について、審査請求人の認識に沿った事実認定等への変更を求める主張等は提出されているものの、訂正請求の対象とされた保有個人情報の各記載が「事実でない」と判断するに足る具体的な根拠に基づく指摘やそれを根拠付ける資料の提出があったとは認められず、また、審査請求人が求める訂正がなされなければ、記載されている情報が事実と反することとなるとすべき事情も認められない。

したがって、本件訂正請求について、訂正請求に理由があるとは認められず、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

## 別紙

### 1 本件対象保有個人情報記録された文書

- 文書1 特定年度A前期の授業担当について(特定年月日C付け)
- 文書2 特定年度D授業担当に関する文書(特定年月日D付け)
- 文書3 特定削除命令(特定年月日E付け特定高専人甲第1号)
- 文書4 「特定調査委員会」に係る調査報告書
- 文書5 配達証明郵便に関する特定個人からの文書(特定年月日F付け)
- 文書6 特定年度Eにおける授業担当等について(通知)(特定年月日G付け)
- 文書7 訓告(特定年月日H付け特定高専人甲第9号)
- 文書8 訓告(特定年月日I付け特定高専人甲第10号)
- 文書9 特定年度Bの授業担当について(特定年月日I付け特定高専人甲第10号)

### 2 訂正請求の趣旨及び理由

#### (1) 趣旨

特定校長Bによる訓告, 特定校長Cによる特定命令は, 校長の職務権限を不正に行使して取得した個人情報であり, 偽り情報であると訂正する。

「(略)」は「(略)」と訂正する。この訂正により, これらの保有個人情報を特定校長Aが特定年月日Jに公表した情報を訂正することになる。

#### (2) 理由

公表の偽りは訂正しなければならないという, 機構が常識ある組織に戻れば理由はいらぬ。機構が偽りを真実に見せかける詐欺師的行動を続けるならば, 理由説明は偽りを隠す手段を提供するだけである。従って, 理由は簡単に記す。

特定命令後の(A2)から(A5)を「文書を作成しておらず, 不存在」と回答した。特定命令が校長の適正な職務権限行使であるならば, 命令が完結するまでの情報の保有がなければならない。特定命令前の情報についても「(略)」であり, 「(略)」した理由の情報が開示がなければならないにも係らず開示情報に全く存在しない。これらの情報が「文書を作成しておらず, 不存在」であることを隠した開示決定及び開示である。これらの「文書を作成しておらず, 不存在」は, 特定命令が何の根拠もないハラスメントであることを証明する。かつ, 校長の不正な職務権限行使という単なるハラスメントで済ませられるものでない。

訓告, URLの開示決定情報及び開示情報についても特定命令と同様の構図である。口頭情報の開示があるように見せかけた開示決定であるにもかかわらず, 開示情報に存在しない。特定校長B, 特定校長Cの口頭情報に嘘, 偽りがあることを隠した開示である。

開示の「訓告」を偽りと訂正することは、特定校長Aが特定年月日Jに公表した「(略)」が偽りであることを証明する。

「(略)」が特定校長Cの不正な職務権限行使であることは、特定校長Aが特定年月日Jに公表した「(略)」を「(略)」と訂正することになる。

「(略)」を「(略)」と訂正する。これにより、特定校長Aが特定年月日Jに公表した「(略)」を「(略)」と訂正しなければならない。